

# 統合報告書による ESG情報の開示

(ディスクロージャー&IR総合研究所「統合報告書発行状況調査」)

大和総研 金融調査部SDGsコンサルティング室  
研究員

柿沼英理子



資本市場においてESG投資が拡大する中で、投資の意思決定の材料として投資先企業にESG情報の開示を求める声も高まっている。2015年に策定されたコーポレートガバナンス・コード(CGコード)の第3章「適切な情報開示と透明性の確保」では、企業は法令に基づく開示だけでなく、株主や幅広いステークホルダーにとって有益な情報を主体的に開示すべきとの考え方が示されている。さらに、18年のCGコード改訂では、開示が推奨される非財務情報にESG情報を含むことが明確になった。

財務情報とは異なり、非財務情

報の開示には統一的なルールはないが、さまざまな基準やガイドンが策定されている。その代表的なものには、GRI(Global Reporting Initiative)のサステナビリティ・レポートینگ・スタンダードやSASB(米国サステナブル会計基準審議会)のSASBスタンダードなどがある。また国内では、経済産業省が策定した「価値協創のための統合的開示・対話ガイドライン—ESG・非財務情報と無形資産投資—」において、投資家の視点を踏まえ、企業が非財務情報を開示する際の基本となる考え方が示されている。

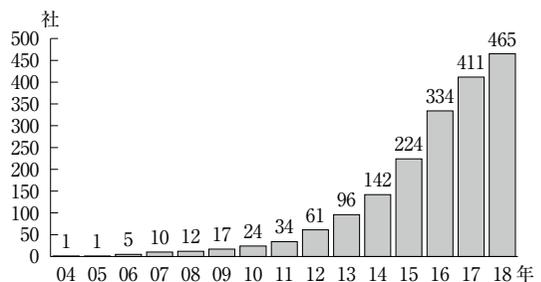
最近では、ESG情報を開示する

ツールとして「統合報告書」が注目されている。統合報告書は、財務資本と非財務資本がどのように企業の中長期的な価値の向上に結び付くのかを示すものである。統合報告書を発行する企業は15年から大きく増えており、18年には465社に達した(図表)。

GPIFが公表している「GPIFの国内株式運用機関が選ぶ『優れた統合報告書』と『改善度の高い統合報告書』」によると、財務へのインパクトをきちんと説明しながら価値創造ストーリーを示すとともに、進捗状況を確認するための詳細な重要業績評価指標(KPI)が設定されている統合報告書は、運用機関からの評価が高いようだ。

近年は政府の後押しもあり、15年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)に積極的に取り組む企業が増えており、統合報告書においても言及が見られる。前掲のGPIFレポートには、SDGsに関する開示が高評価を受けている企業もあった。当該企業

〔図表〕 統合報告書の発行社数の推移



(注) 「JPIX日経インデックス400対象企業」「日経225対象企業」「エコほっとライン掲載企業」「時価総額1,000億円以上の企業」のほか、研究室の調査活動で確認できた企業を対象。

(出所) ディスクロージャー&IR総合研究所 ESG/統合報告研究室「2018年版 統合報告書発行状況調査〈最終報告〉」

は、サプライチェーンも含め、SDGsが今後、自社の経営にどのような影響を及ぼすのかを検討している。SDGsに関する情報開示については、自社の既存事業と各目標をひも付けるだけでなく、次のステップとして、将来指向の記述を通じて、事業を行ううえでのリスクや機会にSDGsがどのような結び付くのかを示すことが求められていると言えよう。統合報告書が有効に活用され、投資家と企業の間で建設的な対話が活発に行われることを期待したい。